

かがわ産業振興クラブ設置要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が設置運営するかがわ産業振興クラブ（以下「クラブ」という。）関し、必要な事項を定めるものとする。

(クラブの目的)

第2条 財団は、クラブの会員（以下「会員」という。）に対し、財団が行う事業の紹介や、経営戦略、マーケティング、新技術・新商品開発等に関する情報提供を定期的に行い、合わせて会員相互の交流活動や、研究会活動を促進・支援することにより、会員の人的ネットワークづくりとビジネスチャンス拡大に貢献し、新分野開拓等の経営革新や創業への取り組みを活発化させるとともに、会員の意見・要望を財団のより効果的な事業運営に反映させていくことを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、前条の目的に賛同する法人、団体又は個人とする。

(事業)

第4条 財団は、会員に対し次の事業を行う。

- ① 財団の機関紙の送付
- ② 財団のメールマガジンの配信
- ③ セミナー、講演会等の開催
- ④ 交流会、見学会等の開催
- ⑤ 会員による自主的研究会活動（分科会）への支援
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(入退会)

第5条 入会、退会は随時することができる。

- 2 会員になろうとするものは、別紙様式第1号により入会申込書を財団に提出するものとする。
- 3 会員は、会社名、住所、その他財団に届け出た事項に変更があったときは、別紙様式第2号により速やかにその内容を財団に届け出るものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、別紙様式第3号により退会届を財団に提出するものとする。

(会 費)

第6条 会費は年額5,000円（消費税額を含む。）とし、会員は毎年6月末日までに財団が指定する方法で会費を納入するものとする。

- 2 年度の途中で入会する場合、会費はその都度納入するものとし、その額は次のとおりとする。

9月末までの入会	5,000円
10月以降の入会	3,000円
- 3 年度の途中で退会した場合、既に納めた会費は返還しない。
- 4 会費は、第4条各号の事業の実施及びクラブの運営に要する経費にのみ支出することとし、決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。
- 5 交流会、見学会等に際し特別に必要な費用は、負担金としてその都度別に定め、徴収する。

(分科会)

第7条 会員は、クラブの目的を達成するため、他の会員と共同で調査研究、情報交換等の活動を行う分科会を設置することができる。

- 2 分科会を設置する場合は、予めその内容を財団と協議するものとする。

(特別会員)

第8条 クラブ及び会員の発展に寄与する専門家等を、本人の了解を得て特別会員とすることができる。

2 特別会員には第6条の会費の規定は適用しない。

(事務局)

第9条 クラブの庶務は、財団総務部において処理する。

2 財団は、クラブの円滑な運営のため運営委員を置き、必要に応じて運営委員会を開催する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成18年5月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成22年12月20日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。